

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	57,146	流動負債	12,423
現金及び預金	21,675	預り金	47
金銭の信託	14,913	未払金	8,285
前払費用	166	未払収益分配金	0
未収委託者報酬	9,067	未払手数料	4,561
未収運用受託報酬	6,252	その他未払金	3,723
未収収益	179	未払費用	1,049
その他	4,891	未払法人税等	504
固定資産	20,482	賞与引当金	578
有形固定資産	976	その他	1,958
建物	289	固定負債	986
器具備品	687	退職給付引当金	820
無形固定資産	6,324	資産除去債務	153
ソフトウェア	6,292	その他	12
その他	31	負債合計	13,410
投資その他の資産	13,182	(純資産の部)	
投資有価証券	6,607	株主資本	63,788
関係会社株式	5,636	資本金	2,000
繰延税金資産	907	資本剰余金	17,239
その他	31	その他資本剰余金	17,239
		利益剰余金	44,548
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	44,048
		別途積立金	2,100
		繰越利益剰余金	41,948
		評価・換算差額等	431
		その他有価証券評価差額金	941
		繰延ヘッジ損益	△509
		純資産合計	64,219
資産合計	77,629	負債・純資産合計	77,629

損益計算書

(自 2021年4月 1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		54,004
委 託 者 報 酬	41,730	
運 用 受 託 報 酬	11,883	
そ の 他 営 業 収 益	390	
営 業 費 用		42,857
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	42,857	
営 業 利 益		11,147
営 業 外 収 益		247
受 取 利 息	2	
収 益 分 配 金	16	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	219	
そ の 他	8	
営 業 外 費 用		1,848
金 銭 の 信 託 運 用 損	332	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
為 替 差 損	291	
デ リ バ テ ィ ブ 費 用	1,191	
そ の 他	33	
経 常 利 益		9,545
特 別 損 失		120
退 職 給 付 費 用	120	
税 引 前 当 期 純 利 益		9,425
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,403	
法 人 税 等 調 整 額	△465	2,937
当 期 純 利 益		6,487

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。

無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(6) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」という。)に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

投資助言業務

当社は、投資顧問(助言)契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

(8) ヘッジ会計の会計処理

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(10) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月21日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この変更が計算書類に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

この変更が計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

3. 追加情報

退職給付債務及び費用の算定方法の変更

従来、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末の自己都合要支給額を退職給付とする方法を用いた簡便法を適用しておりましたが、対象となる従業員数の増加に伴い、当事業年度より原則法による計算を併用しております。これにより、退職給付引当金が120百万円増加し、同額を退職給付費用として特別損失に計上しております。

なお、退職給付見込額の各期間への帰属方法などについては、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）引当金の計上基準 退職給付引当金」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 681百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 72百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,676百万円 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	112 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	251 百万円
税務上の収益認識差額	74 百万円
税務上の費用認識差額	439 百万円
繰延ヘッジ損益	224 百万円
その他	76 百万円
繰延税金資産 合計	1,357 百万円

繰延税金負債

有価証券評価差額	△415 百万円
その他	△34 百万円
繰延税金負債 合計	△450 百万円

繰延税金資産の純額 907 百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	—	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
				投信販売 代行手数料等	9,701	未払 手数料	1,995

(注) (1) 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 21,406,512 円 22 銭
 (2) 1株当たり当期純利益 2,162,405 円 20 銭